

○深谷市危険木伐採事業補助金交付要綱

平成29年3月3日市長決裁

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会の構成員の利用に供している施設（以下「自治会館」という。）がある敷地内に存在する倒木等の危険性のある立木（以下「危険木」という。）による被害を予防するため、危険木の伐採等を行う経費（以下「伐採経費」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）とする。

(補助対象)

第3条 補助事業は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 危険木が自治会館のある敷地内に存在すること。
- (2) 前号の敷地が自治会館以外の物件と共有されている場合は、主に自治会館として利用する敷地とすること。
- (3) 危険木の高さが4メートル以上とすること。
- (4) 危険木が自治会館の建物、駐車場等に被害を与える危険性があること。
- (5) 危険木を根元から伐採又は根元を含めて除去すること。

(補助額)

第4条 補助事業に係る補助額は、次の各号のとおりとし、10万円を限度額とする。

- (1) 伐採経費（処分費等含む）の2分の1以内とすること。
- (2) 前号において、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てること。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、危険木伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自治会は、補助金を補助の目的に反して使用してはならない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 当該補助金の交付を受けた会計年度の翌会計年度から2年度経過していること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した自治会に対しては、危険木伐採事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した自治会に対しては、危険木伐採事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により、補助金交付決定を受けた自治会(以下「補助対象自治会」という。)は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合、または補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認(様式第5号)を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象自治会は、事業完了後速やかに危険木伐採事業補助金実績報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助対象自治会は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、危険木伐採事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助対象自治会は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(重複交付の禁止)

第12条 補助事業に係る経費のうち、他の要綱等により補助金等の交付を受けたものについては、この告示による補助金は交付しないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）